

## <対日アンチ・ダンピング情報>

- 公正貿易センター・レポート -

(第120号 2003年5月度)

当センターが各国官報等により把握しました2003年5月度の主要国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(AD)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。  
(お問合せ先： 03-3591-4550)

### ．主なトピックス

(AD調査)

#### 1．米国：熱転写リボンのAD調査開始申請を受理(速報)

・米国商務省とITC(International Trade Commission:国際貿易委員会)は、5月30日、熱転写リボンにつきAD調査開始申請を受理した。商務省は20日以内に調査を開始するか否かを決定する。

#### 2．米国：ポリビニールアルコールのAD調査で、ITCがクロの最終決定

・米国ITCは、6月5日、ポリビニールアルコールのAD調査(2002年10月1日調査開始)で、「損害のおそれあり」とする最終決定を下した。  
・なお、日本と同じく調査対象とされていたドイツ製品に対しては、今回「損害又は損害のおそれなし」との決定が下された。

#### 3．中国：エタノールアミンのAD調査を開始

・中国商務部はエタノールアミンのAD調査開始を決定し、5月14日に公告した。これは、中国が1997年にAD法を制定して以降、日本製品に対する12件目の新規AD調査開始案件(日本以外も含めると23件目)である。  
・また、中国がWTO加盟(2001年12月11日)後にAD調査を開始した11件中、9件が化学製品(うち、日本が対象に含まれているのは7件)であり、この1年間に限ってみると5件全てが化学製品(同4件)である。

#### 4．中国：化学製品のAD調査で相次いでクロの決定

・中国商務部はAD調査中の化学製品4品目について、相次いでクロの仮決定(3件)最終決定(1件)を下した。

5月12日 塩化ビニル樹脂 仮決定 「ダンピングあり」「損害あり」(2002.3.29 調査開始)

6月6日 カプロラクタム 最終決定 「ダンピングあり」「損害あり」(2001.12.7 調査開始)

6月9日 フェノール 仮決定 「ダンピングあり」「損害あり」(2002.8.1 調査開始)

6月10日 T D I 仮決定 「ダンピングあり」「損害あり」(2002.5.22 調査開始)

## 5. 韓国：ステンレス棒・形鋼のAD調査開始申請を受理（速報）

- ・KTC（Korean Trade Commission：韓国貿易委員会）は、5月12日、ステンレス棒・形鋼につきAD調査開始申請を受理した。KTCは2カ月以内に調査を開始するか否かを決定する。

## 6. 韓国：水酸化アルミニウムのAD調査でクロの最終決定（速報）

- ・KTCは、6月11日、水酸化アルミニウムのAD調査で、「ダンピングあり」「損害あり」とする最終決定を下した。（税率33.15%～79.13%）

## 7. タイ：熱延鋼板のAD調査でクロの最終決定

- ・タイ商務省は、熱延鋼板のAD調査で、「ダンピングあり」「損害あり」とする最終決定を下し、5月26日に公告した。

（ADその他）

## 8. 米国：商務省が再販業者のAD税率行政見直しについて新指針を適用

- ・通常、年次行政見直しにおいて、見直しを受けない企業のAD税率は、自動的に前年の推定AD税率（すなわち当該輸出に対する現金預託率）のまま清算される。しかし、製造業者が見直しを受けて、同社の製品を扱う再販業者が見直しを受けない場合、再販業者に適用されるAD税率は自動清算により前年のままとするのが混乱が生じていた。
- ・そのため商務省は、年次行政見直しにおける再販業者の扱いについて以下の指針を適用することとした。

製造業者のみが見直しを受け、かつ製造業者が当該再販業者の米国向け輸出を認知している場合、製造業者が価格を設定していると見なして、見直し後の製造業者のAD税率を再販業者に適用  
製造業者のみが見直しを受け、かつ製造業者が当該再販業者の米国向け輸出を認知していない場合、再販業者が独自に価格を設定していると見なして、"all others rate"を再販業者に適用  
製造業者、再販業者共に見直しを受けない場合（前年の推定AD税率のまま自動清算）及び再販業者が見直しを受ける場合（調査に基づく個別のAD税率を再販業者に適用）については、従来通り

- ・なお、本指針は2003年5月以降の行政見直し申請分から適用された。

## 9. 米国：CITがテーパード・ローラー・ベアリングのサンセット見直し結果をITCに差戻し

- ・米国CIT（Court of International Trade：国際貿易裁判所）は、4月24日、2000年1月にAD措置失効となったテーパード・ローラー・ベアリングのサンセット見直し結果について、米社の申立ての一部を認め、ITCに差戻す審決を下した。
- ・サンセット見直しにおける「日本製品に対するAD措置の撤廃が、米国産業への実質的な損害の継続あるいは再発につながるおそれはない」とのITC決定について、米社は、先の実質的な損害を認定した際の情報や証拠を考慮に入れていない、米国内産業への日本企業の投資の重大性を適切に評価していない、純粋な国内産業に対し予想される措置撤廃による影響を考慮していない、日本企業の設備稼働率を適切に調査していない、措置撤廃前の段階での安値販売のおそれを適切に評価していない、国内産業の脆弱性や賦課命令撤廃により実質的な損害が継続する可能性についての自らの決定を支持していない、景気循環による経済的な要因を考慮していない、と主張していた。

- ・ CIT はこれらの主張の一部を認め、ITC に対して、a ) 日本からの輸入が純粋な国内産業に対して与える影響の説明、b ) 日本企業が報告に用いた設備能力の根拠の更なる調査と説明、c ) 景気循環との関係においての ITC 判断についての更なる説明を行うように求めている。

#### 主要4ヶ国の官報での、対日AD案件等の5月度掲載事項

#### 1 . 米 国 (Federal Register) Vol. 68, 84 ~ 104 (2003.5.1. ~ 2003.5.30.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) ADサンセット見直し：

ITC (国際貿易委員会): サンセット見直し結果の差戻し手続きとスケジュールの公告  
68 FR 28837 (2003.5.27.) , Effective Date : 2003.5.15.

##### テーパード・ローラー・ベアリング

[ ITC : AA-1921-143 and 731-TA-343 Tapered Roller Bearings ]

(3) AD行政見直し等：

商務省： AD行政見直し申請機会の公告

68 FR 23281 (2003.5.1.) , Dated : 2003.4.25.

##### ボール・ベアリング (見直し対象期間 = 2002.5.1 ~ 2003.4.30)

[ 商務省 : A-588-804 Antifriction Bearings, Ball ]

##### グレイ・ポルトランド・セメント及びクリンカー (見直し対象期間 = 2002.5.1 ~ 2003.4.30)

[ 商務省 : A-588-815 Gray Portland Cement and Clinker ]

##### ステンレス山形鋼 (見直し対象期間 = 2002.5.1 ~ 2003.4.30)

[ 商務省 : A-588-856 Stainless Steel Angle ]

商務省： AD行政見直し修正最終結果の公告

68 FR 23282 (2003.5.1.) , Effective Date : 2003.5.1.

##### アンチフリクション・ベアリング (見直し対象期間 = 1995.5.1 ~ 1996.4.30)

[ 商務省 : A-588-804 Antifriction Bearings (Other Than Tapered Roller Bearings) and Parts ]

商務省： AD 税査定に関する指針の公告

68FR23954 (2003.5.6) , Effective Date : 2003.5.1.

(4) セーフガード案件： 対象案件掲載無し

#### 2 . E U (Official Journal) OJ Vol.46 L109 ~ L134 (2003.5.1. ~ 2003.5.29.)

OJ Vol.46 C105 ~ C128 (2003.5.1. ~ 2002.5.29.)

(1) AD案件： 対象案件掲載無し

(2) セーフガード案件： 対象案件掲載無し

#### 3 . カナダ (Canada Gazette) Vol.137, 18 ~ 22 (2003.5.3. ~ 2003.5.31.)

(1) AD案件： 対象案件掲載無し

(2) セーフガード案件： 対象案件掲載無し

4 . オーストラリア ( Australian Customs Service ) 03/15 ~ 03/19 ( 2003.5.2. ~ 2003.5.30. )

- (1) A D 案件 : 対象案件掲載無し
- (2) セーフガード案件 : 対象案件掲載無し

その他諸国の対日 A D 案件等の 5 月度の情報

1 . 中 国

- (1) A D 案件

塩化ビニル樹脂 : A D 調査仮決定 ( 「ダンピングあり」 , 「損害あり」 ) の公告

中華人民共和国商務部公告 2003 年第 11 号 ( 2003.5.12. )

エタノールアミン : A D 調査開始決定の公告

中華人民共和国商務部公告 2003 年第 12 号 ( 2003.5.14. )

3 . タ イ

- (1) A D 案件

熱延鋼板 : A D 調査最終決定 ( 「ダンピングあり」 , 「損害あり」 ) ( 2003.5.16 決定、同 5.26 公告 )

以 上